

勝山中学校 公共施設警備業務委託 仕様書

この仕様書は当該施設の機械警備業務の概要を示すものであるため、本書に定めていない事項や、不明な事項は当該施設の担当職員との協議により、実施するものとする。

- 1 施設名 勝山市立 勝山中学校
- 2 所在地 勝山市昭和町2丁目3番1号
- 3 警備目的 警備対象施設の安全を確保し、円滑な運営に寄与する。
- 4 警備内容
 - ① 不審者、不法行為者の早期発見と措置
 - ② 警備対象物件の異常発見、通報及び緊急措置
 - ③ 火災の早期発見と初期消火の対処
 - ④ 盗難の早期発見と防止
 - ⑤ その他の不測事態の防止と阻止

- 5 契約期間 契約締結日 から 令和13年11月30日 まで

地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約とするため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降について、当該契約に係る市の歳出予算の減額又は削除があった場合は、市はこの契約を変更又は解除することができる。

- 6 警備時間帯 火災監視業務 24時間
防犯監視業務 防犯警備警戒開始後から警備警戒解除まで

- 7 警備方式

- (1) 防犯監視する教室及びセンサー設置箇所は添付図面のとおりとする。
- (2) 操作用カード（又はそれに相当するもの）は、第三者による複製が不可能であり、また紛失した際には紛失したカードを直ちに失効させることができる機能を有するものとする。
- (3) 防犯監視する各場所は、熱感知方式（パッシブセンサー）および開閉感知方式（マグネットセンサー）、シャッターセンサーによるものとする。
- (4) 火災監視は自動火災報知器の移報出力端子への接続による監視とする。なお、当該施設の自動火災警報知器は、隣接する県立勝山高等学校からの異常発報も受信する。
- (5) 本機械警備システムの接続使用回線は受託者が用意するものとする。また、受託者側が常時回線の断線を監視できる機能を有するものとする。
- (6) 本機械警備システムは、停電時においても30分以上のバックアップ機能を有するものと

する。

8 警備実施要領

- (1) 本機械警備システムは発生した異常事態を受託者の監視センター（以下「監視センター」という。）に自動的に通報する機能を有するものとする。
- (2) 本機械警備システムはセンサーが異常事態を感知した時自動的に監視センターに通報するものとする。監視センターで異常事態を受信した時には、その異常事態の状況を的確かつ迅速に判断し、受託者の警備員が緊急出動するものとする。また、警察機関等の出動が必要と判断された時は警察機関等への通報を同時に行うものとする。
- (3) 監視センターでは、異常事態の確認の結果必要と認めたときは、あらかじめ届出を受けた受託者の責任者へ電話にて速やかに連絡するとともに、必要に応じて所轄消防署並びに警察署へ通報すること。
- (4) 受託者の警備員は、受託者の監視センターの指示に基づき異常事態の状況を的確かつ迅速に判断し警備目的を達成する。
- (5) 警備上必要な鍵、カード等は、委託者、受託者相互に預託するものとし、授受はそれぞれ預かり受領書により、その所在を確認できるようにするとともに、厳重に取り扱い保管するものとする。
- (6) 委託者は警備対象物件の防火、防犯その他の事故防止上必要な措置を行うものとする。本施設の最終退出者は施錠確認を行い、本警備システムを警戒状態にする。これにより本施設の防犯監視を開始する。本施設の最初入場者は入場前に本警備施設を警戒解除にして入館する。これにより本施設の防犯監視を解除する。
- (7) 警備実施期間中に事故等が発生したときは、受託者は事故発生報告書を委任者側の施設管理者へ提出する。
- (8) 警備実施上、疑義または本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託者と受託者が協議して取り決めるものとする。

9 待機所の設置

受託者はこの警備業務を実施するに当たり、勝山市内に緊急出動用待機所（24時間待機）が存在しない場合、これを設置しなければならないものとする。

10 装置の点検

施設に設置された警報装置の機能については、受託者が適宜保守点検を行ない常に正常に作動するように整備するものとする。

11 鍵等の預託

警備実施に必要な鍵又はカードは、それぞれが厳重な取り扱いと保管をなすものとする。

12 業務の報告

受託者は、警備業務の結果を「警備業務月別結果報告書」により委託者へ報告するものとする。

1.3 名簿の提出

委託者は受託者に対し、あらかじめ緊急連絡者名簿を提出する。また、変更が生じた場合には、速やかに文書により通知するものとする。

1.4 その他

- (1) 機械警備開始日は令和9年3月1日とし、契約締結日から警備開始日までは、警備システム設置に要する準備期間とする。警備委託料の支払は、警備開始日以降の業務を対象とする。
- (2) 契約解除後、受託者は速やかに取り付けた警備用機械器具を取り外し、建物等を現状に復帰させるものとする。

1.5 仕様書・契約に関する問い合わせ

仕様書・契約に関することは、施設担当課までお問い合わせください。

教育総務課 教育施設係 TEL0779-88-8111 (ダイヤルイン)